

日本学術会議の組織・ガバナンス等に係る論点整理

○ 意思の表出

【要検討事項】

・意思の表出の実現について

日本学術会議の業務は、新法第 37 条第一号に「学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ること」とあり、「意思の表出」はその代表業務であるが、従来から「実現を図る」点に課題がある。

我が国の研究者を代表する機関として、相反する多様な意見(世論)を示した上で、なぜこの意思の表出が科学的にベスト/ベターなのか、**政策の決定者や実行者、そして一般世論が納得し、選択できる実現可能性のある意思の表出とするためには、以下について遵守(規定)することが必要ではないか。**

- ・分科会、シンポジウム、ヒアリング等で異なる意見を有する外部有識者を登用し、対話を行って当該意見を提言等に記す。
- ・査読については、一般世論の立場からリーダビリティチェックを行う外部有識者の登用を必須とする(予め外部有識者の候補を決めておき、その中から登用。)
- ・**世論の反応や政策へのインパクトを評価するためのフォローアップのシステム化、その結果のフィードバックの実施**
- ・政策決定過程や施策実施の実際を知悉している事務局職員の活用(現行は、形式修正のみ)
- ・意思の表出の中には、十分に時間をかけて審議すべき課題もあるため、各期ごとに必ず意思の表出を行う必要がないものについては、例えば「記録」として、次期に継続する。

・意思の表出の類型・手続について

意思の表出には、現行 8 類型(答申、勧告、要望、声明、提言、見解、報告、回答)があるが、その中で、

①トップダウン型の意思の表出の類型(答申、回答、勧告、要望、(緊急)声明、課題別委員会の提言、有償による意思の表出等)と、②ボトムアップ型の意思の表出の類型(提言、見解、報告等)を区別し、その手続を以下のようにしてはどうか。

①は、特にスピードが重視されることから、基本的に、幹事会(役員会)及び幹事会附置委員会である科学的助言等対応委員会が責任主体となって意思の表出を作成(多くは作成を適当な委員会等に委嘱)し、役員会(総会)にて承認。②は、迅速化と質保証の両立のため、現行の手続を、以下のように改善する。

☑「提言」の申出書について、手続に要する時間短縮のため、現在運用上の措置である検討課題と骨子案の同時提出を定型化する。

☑ 査読プロセスの迅速化(現行「二段階」の査読を「一段階」に集約する)

- ・「提言」について、分科会を設置した委員会の査読と科学的助言等対応委員会の査読の一体化(承認は役員会) 査読体制：委員会 2 名、対応委員会 3 名、取りまとめ(エディター) 1 名
 - ・「見解」について、分科会を設置した委員会の査読と部の査読の一体化(承認は科学的助言等対応委員会) 査読体制：委員会 2 名、部 2 名、取りまとめ(エディター) 1 名
なお、「報告」については、査読は 1 回のみなので、現行どおりとする(承認は各部等)。
- ※ 取りまとめ(エディター)に相応しい者(役員、会員、学術調査員等)について要検討